（参考資料）

千　葉　市　社　会　福　祉　審　議　会　の　組　織

［審議会］　　［専門分科会］　　［部会］

千葉市社会福祉審議会

（社会福祉法第７条）
社会福祉に関する事項の調査審議

（社会福祉法第８条）
委員３５人以内

（社会福祉法第１２条）
社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。委員５０人以内

（任意設置）
児童福祉専門分科会

（児童福祉法第８条）［児童福祉審議会］
児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項の調査審議

（任意設置）
処遇検討部会

（児童福祉法第27条第6項）
児童の処遇に関する事項の調査審議

（必置）
民生委員審査専門分科会

（社会福祉法第１１条）
民生委員の適否の審査に関する事項の調査審議

（社会福祉法施行令第２条）
議会の議員の選挙権を有する審議会の委員のうちから、委員長が指名
１０人以内、議会の議員３人以内

（必置）
身体障害者福祉専門分科会

（社会福祉法第１１条）
身体障害者の福祉に関する事項の調査審議

（必置）
審査部会

（社会福祉法施行令第３条）
身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議

（任意設置）
老人福祉専門分科会

（社会福祉法第１１条）

改 組 ⇒

（任意設置）
高齢者福祉・介護保険専門分科会

（任意設置）
地域福祉専門分科会

（社会福祉法第１１条）

千葉市地域福祉計画推進協議会